

独占価格形成の若干の論点

—戦後資本主義の物価問題によせて(Ⅱ)

安 部 一 成

は し が き

戦後資本主義経済における持続的な物価騰貴現象との関連において、われわれが前稿¹⁾において示しておいた主要論点は、次の2点であった。

第1に革新にもとづいて主要費用が下落傾向にあるにもかかわらず、価格を下方硬直的、上位伸縮的たらしめた「独占」的大企業の行動ならびにそれを支えるべく作用した諸政策こそ、物価騰貴の主要始動因の探究においてなによりもまず注目にあたいる条件をなしていると把握されるべきである。このわれわれの見方を「市場価格論的物価騰貴論」と性格づけ、それを批判しようとした立場²⁾を取り上げ、その含意を検討するを通して、われわれの視点の基本部分を概説しておいた。独占体における典型的な行動と現代の国家政策の結合様式(あるいは国家独占資本主義の行動論理の展開)だけから、物価騰貴の構造を全面的に明らかにしうるものではないとしても、これは物価騰貴解明の基礎的なフレーム・ワークを形成するものであり、そしてなかでも独占価格の分析は不可欠なものであり、それを回避することによって問題の焦点をつきつめることは絶対不可能である。

第2点は、マルクス経済学の分析体系にかかわりをもったものである。すなわち「価値は依然として独占価格に対する真の一般的な限界をなしている。価格総額は産業資本主義時代においても、帝国主義の条件のもとにおいても、価値総額の枠で制限されている」(セレブリヤーコフ)といったような「総価値=総価額」をもって、はたして「独占」段階における物価騰貴現象を説明しうるのかという問題である。われわれは、この点について否定的な立場をとった。

この小論は、前稿における上述の問題を根底において意識しながら、独占価格形成の基本性格をきわめていくためのノートにすぎない。このノートにおいて、われわれはマルクス経済学の立場をとりながら、寡占的競争のもとでの大

企業の価格形成原理を明らかにしようとした若干の人々の見解³⁾を検討していくなかで、この問題の論点のいくつかについてのわれわれの考えを示してみようとするものである。そしてもちろん、この論点の中心は、寡占体の価格形成を制約する行動原則はいかなるものであり、それはどのようにして貫らぬかれていますかという点にある。大企業は価格形成において、市場の占拠において、さうには蓄積—投資面において、その他いろいろなフロントで多様な行動を起こしている。しかし、これら諸行動を規制する基本原則を明確にしないまま、それらを個々別々に観察することによって、うるところのことはきわめてすくない。そして、価格形成方式は、この行動を把握する上において最も中心的な領域に属している。なぜならば、費用との関連において、価格が利潤を決め、そして利潤は資本蓄積能力—成長力の基本的決定要因をなしているからである。

- 1) 安部一成「戦後資本主義の物価問題によせて〔I〕」(『山口経済学雑誌』第15巻 5号, 1965)。
- 2) 岡橋保教授からの批判を指している。
- 3) 特に、高須賀義博『現代価格体系序説』1965。北原勇「市場構造と価格支配—独占価格論序説」(『慶応大学経済年報』5, 1962), 「独占, 寡占下の価格設定と価格の運動」(1), (2) (『三田学会雑誌』56巻11号, 1963.57巻3号, 1964)。

2 「独占」価格設定方式の問題点

われわれは、現代の大企業の価格形成方式ならびにその性格を追求しようとするに際して、その出発点に常にフル・コスト原理をおいてきた。もちろん、われわれは、この「原理」を無条件に受け入れようとしたのではない。すでにこの「原理」のあいまいな点に対しては多くの論評が加えられてきている。にもかかわらず、この経験的調査は、大企業による価格設定方式の現実を明らかにし、旧来の伝統的理論の非現実性をつこうとする意図をもってなされたものであるという点において貴重である。この原理に対するさまざまな批判のなかで、主要費用にマーク・アップされる「一定比率の間接費」、あるいは「慣例的な比率の利潤」といわれる場合のその「一定比率」なり「慣例的な比率」の決定方式が明確にされていないというのが最も重要なものである。この肝要な部分が欠脱しているために、この「原理」は価格形成方式を完全に解明しえてはいないと批判されている。とはいうものの、はたしてこれらマーク・アップ

比率の客観的・一般的な決定原則といったものが存在するのであろうか。

P.M.スウィジィは、「独占」段階においては、価格形成についての一般的な原理を確立することは不可能であるとして、次のように言っている¹⁾。

「供給を制限する力が生産者の手中にあるときは価格を決定する力もまたかれらの手中にある。そしていかなる点に価格が決められるかを、理論的に、また役に立つ程度に一般的に決定することは不可能である。……………価格は利潤が極大化する点で決定されるであろうというような若干の空疎な命題は別としても、独占価格理論は、たちまちのうちに、それぞれがその特定の解決をもつ特殊な場合の目録と化する。……………困難は主題のうちに内在する。いままで独占価格のかなり一般的な法則が発見されなかったのは、そのようなものは存在しないからである」

たしかに自由競争段階とは異なって各生産部門における少数の大企業による市場支配をもととして、価格形成において「行動的」な要素が重きをなしてくる段階では、その市場支配の度合いなりそのかたちなどによって規制されて、大企業の行動形態にちがいが現われてくるから、一般的・普遍的な価格形成原則を導き出すことはできないように見える。もしスウィジィの言うとおりであれば、「フル・コスト原理」ならびにそれと関連してわれわれが提起しておいた問題は無価値なものとして否定され、ただいろいろな状況のもとでの独占価格についてケース・スタディを行う以外には、この分野においてなすべき仕事は残されていないことになる。

われわれのいう「独占」とは、けっして非常に稀な存在ともいうべき「完全独占」を意味するものではない。ただきわめて概括的に、資本の集積・集中を基礎構造的条件として、それぞれの生産部門(特に基幹的生産部門)内部における競争、ならびに部門間の競争が制限されている状況を指しているにすぎない。競争が制限されている程度やその形態はいろいろであって、社会のすべての生産部門においてそれらが同一であるということはないであろうから、そのとりまく状況のちがいによって大企業の行動目標、行動様式に差異が現われるのは当然であろう。にもかかわらず、われわれは、広く「独占」と呼ばれている競争の制限されている段階における価格形成、そしてこの関連において最大のポイントをなしている利潤獲得方式の一般的な原則の追究が放棄されてはならないと考えている。

われわれは、現代の大企業における行動原則は実現可能な最高利潤を獲得しようとする組織的な探究にあるとの立場をとっている。この点で、W.J.ポー

モルらの「売上額極大仮説」と根本的視点において対立する。利潤の追求を従属的な地位に置こうとするどのような見方と対比しても、われわれの視点は正当であるし、事実この行動原則は現代資本主義を貫らぬいと判断できる。この立場を基本として、独占価格、したがってまた独占利潤の決定方式についての一般的な原理を確立するために、われわれは、もう一つの周知の実証、すなわち大企業の価格設定方式についてのアメリカにおける経験的実証を積極的に利用しようとした。G.C.ミインズ、R.F.ランチロツテ、J.B.ダーラム、A.D.H.カプランなどがその実証を試みた代表的な人々である。ランチロツテによるアメリカの20大企業の価格設定方式において、9つのアメリカにおける同一業種内での売上額順位がだいたい第1位である大企業では、投資に対する目標収益率の実現が価格設定の基本目標をなし、4つが市場占拠率の維持、2つが占拠率の拡大、その他価格安定、目標粗マージン、価格追随、競争者への対抗が主要目標となっていると報告されている。このうち目標収益率を価格設定にあたっての主要目標とする方式は利潤追求的な企業の立場からは論理的に健全なものであって、実際に採用されていないところでも、プライス・リーダーが、より大きい現在の利潤と新資本が参入する危険性との間のつり合いをうまくとろうとする価格をめざしているところでは、この方式に近いものが採用される傾向にあるという指摘に注目を払い、われわれはこのような方式が現代における価格形成の基準原則をなすものとみなしてきた。

このような立場からすれば、価格設定の基本的手続きは、次のようになる。第一に、投下資本に対する目標利潤率が先決条件として設定される。この場合、経験的実証の結果を尊重して企業によって許容される利潤の最低水準が目標としてかけられる²⁾。第二に、所与の技術水準、生産方法、貨幣賃金率、原材料価格のもとで産出高が決まると、単位当り主要費用が定まり、その上に単位当り(最低)目標利潤量がマーク・アップされる³⁾。この手続において、生産量の決定は、所与の競争構造のもとで将来の需要を見込むことによってなされざるをえないから、きわめて大きい不確実性におおわれている。それにとりまう過剰生産の危険を回避するために、大企業は標準稼働率を低位に設定しようとする。ある一定の目標利潤率のもとで、標準稼働率を引き下げると、それに応じて価格・主要費用比率がつり上げられることになる。

この価格形成過程において、目標利潤率は、産出高水準とともに、あるいはそれ以上に重要な地位を占めている。目標利潤率は単なる期待利潤率にとどまるものではない。むしろ利潤率の要求水準とみなすべきであろう。したがっ

て、いかなる状況のもとにおいても、企業はすべてある一定比率の利潤率を要求するという事にはならない。そこで、われわれは、価格の形成において、あるいは生産能力の拡大を期して投資を行なおうとするに際して、ある一定比率の利潤を要求しうるかどうか、そして要求しうるという場合には、その水準はどの程度のものであり、さらにどれ程の強さをもって要求しうるというのであろうか、ここにそれぞれの部門における「独占度」ならびに個々の企業のその部門内における地位が反映されているとの立場をとってきた。たとえば、大企業がマーケット・シェアの維持・拡大を目標とせざるをえないというのは、その所属する部門内での競争が激しく、あらたな企業の参入の可能性が強いということ、したがって「独占度」の相対的な低位性によるものとみなすことができる。あるいは、「価格追随」は主としてその企業の占める地位にかかわりをもっている。たしかに、大企業は、われわれがすでに指摘しておいたように、長期にわたって実現可能な最高利潤を獲得しようとしている。しかしその目標に向っての接近方法のちがいは、単にそれぞれの企業の政策の相違によるものととらえられるべきではなく、根本的には「独占度」や企業の地位のちがいに基づいていると見るべきであらう。だからこそ、われわれは、最低要求利潤率を価格設定にあたっての基本目標とする方式をもって、価格形成の基準原則をなしているともみなしたわけである。

以上述べてきたわれわれの見解はなお単純すぎるという欠陥をもっていて、いっそうの究明の必要性を自覚しているわけであるが、ただ価格設定に際しての大企業の基本的な行動様式を把握しようとする点において、一定の積極的な意義があるとともに、まさにそれを理由として、さきのスウィージの考え方をこえようとする意図が含まれていると評価されてよい。

- 1) P.M.Sweezy; *The Theory of Capitalist Development*, 2nd ed., 1946, PP.270—271, 中村金治邦訳 369頁。
- 2) R.F.Lanzillotti, "Pricing Objectives of Large Companies," *American Economic Review*, Dec., 1958.
- 3) 理論的な立場からすれば、第一次接近としてこの利潤率は粗概念でとらえられるべきであらう。

3 独占価格とマルクスの「生産価格」範疇

独占価格については、まずそれが本質的にどのような性格をもったもので

あるかが問額となる。これはマルクス経済学においては、古くから議論されてきた問題である。一つの支配的な見解によると、独占価格は自由競争段階において成立する生産価格を上回ることによって、平均利潤をこえる超過利潤を獲得するといわれている。つまり、独占価格のなかには、平均利潤とともに、独占にともなうところの、そして「独占度」によってその高さが規制されるところの超過利潤が含まれ、ここに独占価格の本来的な性格が求められるということなのである。

このような見解については、次の2点が当然問われることになろう。第一は、独占段階では、すべての生産部門を包含し、その部門内外の自由な競争の帰結ともいべき「生産価格」、したがって均等利潤率が成立しうる根拠が存在しうるかという問題である。第二は、そのような想定が、独占価格の基本性格の解明にとって不可欠な要件をなしているのか、なしているとすれば、それはどのような理由にもとづくものであるかという問題である。

いまマルクスによって組み立てられた「生産価格」論を認めてかかることにする。この生産価格は部門間競争を通しての利潤の均等化作用を前提としている。したがって、部門内の競争が制限されるとともに、その高低は別として他部門からの参入に障壁の存在する生産部門が多数を占めている状況のもとでは、生産価格の成立根拠をなしている利潤率の均等化が実在的なものとはいえないことはいうまでもない。ところが、この点について、ある論者、たとえば北原勇氏は生産価格は実在的な範疇としては成立しえないとしても「観念的な存在」とみなすべきであるという。それは、「独占段階における価格つり上げの意義を知るうえにおいて絶対必要である」という理由にもとづくものである¹⁾。

しかし、平均利潤、生産価格を基準として導入しないでも、それぞれの生産部門内外の競争が制限されればそれにもなって、他の事情にして等しいかぎり、相対的に高い利潤率を供給価格のなかに含めうる可能性が生れ、そしてその利潤率の高さに対して、「独占度」が一つの圧倒的に主要な規制要因をなしているというだけで十分であって、独占利潤を平均利潤と独占的超過利潤とに分けることはまさに北原氏自身の言われているように「観念」の産物であって、分析上の積極的なメリットはなんら存在しないように思われる。

われわれのこのような見方に対して、次のような反論が用意されている。すなわち、独占のもとで制限される競争とはなにかという問題設定のうえに立って、「これは高い利潤を求めて自由に移動する競争であり、もし制限されな

「つたらまさに利潤率の均等化をもたらすであろうそういう性格をもった競争である²⁾」というわけである。独占のもとで制限される競争は、部門間競争にとどまらず、部門内部における競争も含まれるわけであるが、自由競争を基準として競争の制限をとらえようとするのと、独占利潤率を均等利潤率を基準としてとらえることとが照応し合うものであろうか。つまり、独占段階における競争の制限、あるいは制限の形態を把握するために自由競争を対置せしめてみることは自由であるし、なにがしかの教育的意義が存在するであろう。そしてこの自由競争のもとでの価格形成原理を明確にし、それを独占段階におけるそれと比較し、この両者の間の根本的なちがいを見きわめることも必要である。自由競争段階と独占段階のそれぞれにおける利潤の論理の展開方式の異質性をはっきりさせ、独占資本の行動論理についてのより適確な分析を進めるうえにおいて有益な作用をもたらすであろうからである。だからといって、この独占段階において自由競争を想定し、均等利潤率を観念的な存在として認める分析方法の正当性が保証されたということにならない。均等利潤率を観念的であれ判断基準として設定したほうが、そのような手続を省略してしまっただけ独占利潤それ自体について語るよりもすぐれた実質的な分析が可能であるというのであれば、それは単に均等利潤率の観念的な存在を強調するだけではけっして納得的なものではない。すくなくとも独占段階において観念される均等利潤率の高さが示されなければならない。でなければ、独占利潤を平均利潤と独占的超過利潤とに区別しえないばかりか、このことによって独占資本の収奪関係についてのリアルな把握に寄与しうるといふ主張は通らないことになろう。しかし、はたしてこの均等利潤率の高さが、どのようにして測定されるというのであろうか。もちろん、独占段階においても、自由競争、あるいはそれに近い競争状況にある部門が少数ながら存在している。そのような部門間においては利潤率均等化の法則が貫徹しているとの想定も可能であろう。そしてこの自由競争下にある部門間を通して成立する均等利潤率を独占利潤の性格をとらえるにあたっての一つの有力な判断基準として用いることもできるであろう。しかし、このことと、独占段階において生産価格、したがって均等利潤率を想定することとはまったく異なる次元のものである。

一つのきわめて通俗的な方式では³⁾、「独占」下の価格表式として、独占価格が生産価格を上回り、それに応じて非独占の価格が生産価格を下回り、総価値＝総生産価額の基本命題があてはまるとされている。このような表式において、均等利潤率を形式的に計算することは簡単である。それは、均等利潤率が

総剰余価値を社会的総投下資本をもって除することによって求められようとしているからである。こうしてうることができた均等利潤率（というよりは機械的な平均利潤率）から上下への背離ということによって、独占価格と非独占価格との性格づけを行なったとしても、独占段階における価格体系の分析がより一段と前進せしめられたということにはならない⁴⁾。これらのことは単なるフィクションにすぎない。

- 1) 「……独占資本主義段階においては利潤率の一般的均等化は実現せず、それゆえ生産価格は産業資本主義段階におけるような実在的意義をもたない。生産価格は現段階においては、価格のつり上げの基準として観念的に存在するだけである。しかし、生産価格という概念を基準として用いることは、価格つり上げの意義〔= 諸資本間の不平等な関係、収奪、被収奪の関係〕を認識するために絶対必要である」（北原勇『慶応大学経済年報』掲載論文 141頁）。
- 2) 北原勇「独占価格論研究の現状と方向—高須賀氏の近著を中心として」（『経済評論』1966年5月 82頁）。
- 3) たとえば越村信三郎『最近の独占研究』1959年 第6章。
- 4) 北原氏がこのような立場をとっているというのではない。もう一言つけ加えておくと、もともと生産価格は需要水準、その部門別配分が与えられなければ確定することはできない。ところが、独占下においては、独占体の競争制限、供給制限といった行動様式にもとづいて、産業資本主義段階とは異質的な需要パターンが出現するにちがいない。そのような需要構造の異質性を認知することができれば、ますますもって生産価格が独占価格の基準となりうる実在的根拠は失なわれていくことであろう。

4 参入阻止価格論

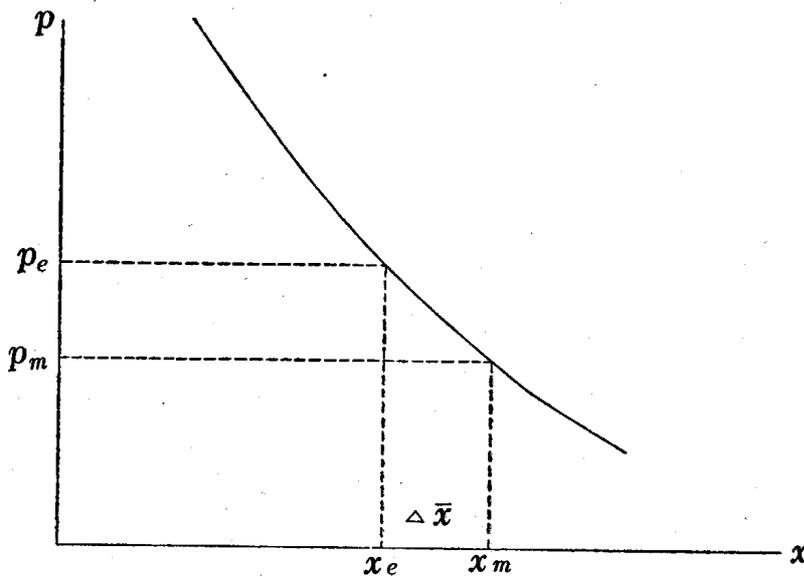
独占価格の形成方式を明らかにするための一つの代表的な体系として、参入阻止価格論がある。これは、独占価格が参入障壁の高さに依存するというものである。この立場から、独占価格体系論の中心部分を構築しようとしたのが高須賀義博氏である。高須賀氏は独占価格論=参入阻止価格と規定する。それによれば、「独占資本の支配する産業での価格=独占価格は、外部からの独占資本の参入を阻止するかぎりにおいてなるべく高くつり上げられる傾向にある」というように規定される。

高須賀氏は、この参入阻止価格の構造を分析するにあたって、二つのケースを分ける。その一つは、独占資本だけからなる産業のケースと他は非独占体

の参入の可能性が存在するケースである。

このうち前者では、まずもって独占体の許容する最低利潤率が設定される。最低利潤率と両立する価格が決まると、需要曲線にしたがって、極大産出高が定まる。潜在的参入資本が現実的に参入するにともなって産出高が増加した場合に実現されると期待される利潤率が最低利潤率を下回ることが参入阻止条件をなして、この条件を満足させる範囲内において、既存の企業は価格を引き上げることが可能となり、その限度は最低利潤率、最低価格に対応する極大産出高から参入資本の供給量を差引いた場合における産出高に対応する価格によって与えられることになる。

以上は、次のように図示することができる。需要は価格の減少関数と想定さ



れる。 x_m は最低価格 p_m に対応する極大産出高をあらわしている。 Δx はあらたに企業が参入した場合における供給量の増加分である。したがって、 p_e が参入阻止価格であって、独占体はこの水準まで価格をつり上げることができ、現実的に参入が生じないとす

れば、その独占体は $p_e - p_m$ に当るだけの最低利潤を上回る利潤を獲得することができる。

このような関係が成立するためには、若干の前提を必要とする。(1) 需要曲線のかたちが与えられるとともに、それが独占体によって十分に認知されなければならない。(そしてもし需要曲線の移行が確実なものとして予期されるとすれば、それだけ参入のチャンスが増大する)。(2) 最低利潤率が当該部門のすべての寡占体によって容認されなければならない。(3) 潜在的参入資本の単位供給量 (Δx) が既存の企業によって比較的正確に予期しうるものでなければならない。(4) 参入阻止価格としての p_e が保たれるよう当該部門内のすべての寡占体が行動しなければならない。これらのうち、(2)、(4)は、それがどのような形態をとるものであったとしても、部門内競争が厳格に制限されなけれ

ばならないことを意味する。そして、(1)と(3)から、 p_0 が、状況いかんによっては、かりそめな性格をもったものとなる。

独占段階において部門間競争を制限する諸事情については、すでに多くの経験的実証に基礎をおいた指摘がなされている。一般的な条件として、必要資本量の大規模化、既存大企業における費用面の優位性があげられている。このうち必要資本量の大規模化それ自体は必ずしも参入障壁を形成する重要な要因として作用するとはかぎらない。大企業に本来的な高度の自己蓄積能力もさることながら、多くの場合大企業が少数の利益集団を構成していることを考慮に入れば、資本調達は比較的容易なものとなるからである。費用面における既存企業の優位性ということが生産技術的側面に関するものであるかぎり、それは参入障壁として決定的なものとはなりえない。それが販売コストを指しているのであれば、要するに参入企業が既存企業による市場占拠の一角をくづすことができる条件が存在するか否かという問題に帰着する。そこで参入障壁ということになれば、参入による供給能力の増大、あるいは参入企業に対する既存企業の対抗的な行動にともなう利潤率低落の恐れがかかわり合いをもってくることになる。

以上のことをさきの図表に即していえば、次のようなこととなる。図から判明するように、 p_m が上がれば、需要曲線、 Δx を所与としても、 p_0 は引き上げられようとする。そこで潜在的参入企業の参入後における期待利潤率がこの部門の寡占体によって暗黙にか、明示的にか受け入れられている最低利潤率と比較されるというのであれば、この最低利潤率は広く一般に容認されたものでなくてはならない。そうでなくて、もし参入を決意する大企業によって許容される最低利潤率の水準が p_m に対応するものよりも引き下げられると、 p_0 は参入阻止価格とはなりえないことになる。いわば、既存の大企業が最低許容利潤率を基礎として独占価格=参入阻止価格を定めようというのであれば、この最低利潤率は当該部門のみにおいて受け入れられているものであってはならないのである。それとともに、潜在的な参入者が最低許容利潤率をどの水準に設定しようとしているかが問題となる。

こうして、高須賀氏やその他の人々が考えている以上に参入阻止価格論においては、独占体によって許容される最低利潤率が重要な地位を占めている。つまり、この最低利潤率は、高須賀氏におけるように分析の前提とみなされるべきではないのであって、あくまでもその内的な戦略的変数の一つとして正當に位置づけられるべきなのである。そこで当然のことながら、この最低利潤率の

一般的な決定原則が問われることになる。高須賀氏は、この最低許容利潤率を体系内に導入するに先立って、参入阻止価格論に関する一つの先駆的な試みともいべき本間要一郎氏の見解を引用している。本間氏は、次のように言っている。「ある個別的参入資本が当該部門の既存の諸資本とともに甘受せざるをえないところの参入によって生ずるより低い利潤率をかりに『期待利潤率』と名づけるならば、この期待利潤率はそれがどこまで低下したときに、資本参入を阻止する作用をもつかということ、具体的には、参入しようとする資本が他部門において現にえているか、あるいはかくとくできると見込まれる利潤率の高さとの関係できまるといえるが、しかし一般的には、社会的総資本にとって平均的な一般利潤率とそれが一致するばあいであるといわなければならない」と²⁾。ここで高須賀氏は独占下においては「平均的な一般利潤率」が成立する実在的な根拠は存在しないとして、それを独占の許容する最低利潤率をもって置きかえたのである。

前節で検討しておいたように、「平均的な一般利潤率」を実在的なものとみなすことはできない。本間氏は独占の成立にともなって、生産価格が分解するといっている。それは、「独占的生产価格」と「非独占的生产価格」とへの分解を指しているものとおもわれる。この場合に、この両者を通しての一般的な平均利潤率を想定することはいちぢるしく恣意的なものとなる。さきの図表に即していえば、 p_m が、本間氏によれば、この平均的な一般利潤率を含む生産価格である。そして、 p_e が独占的生产価格である。 $p_e - p_m$ が独占的超過利潤にあたる。しかし、新しく参入を決意する寡占体の「期待利潤率」の最低が自由競争を観念した場合における水準になると想定するのは、けっして説得的なものではない。むしろそれを上回ると考えるのが現実適合的であるばかりか、論理的にも正当である。本間氏のいう「独占的生产価格」は、その「独占」資本の行動論理から、独占の支配するすべての部門を通して要求され、かつ実現しえているものであろう。

高須賀氏が、この「一般的平均利潤率」という範疇を拒否しようとしたことは正当である。しかし、それに対して最低容許利潤率という言葉がおきかえられたにすぎない。これがどのようなものであるかについては、まったく説明がなされないままで、前提に置かれているにとどまっている。独占価格の形成の分析を完結させるためには、参入障壁にもとづいてその上限を画することも必要であるが、それ以上に下限を明確にすることが肝要なことであるとは考えられないのであろうか。

- 1) 高須賀義博『前掲書』190頁。
- 2) 本間要一郎「独占価格・独占利潤論」(『帝国主義講座』第V, 1963年) 59頁。
本間氏はこのことを説明するために、われわれの図表とは異なって、需要曲線そのもののシフトをそのなかに含めている。しかし、そうすることによって、基本的な関係についての説明が不必要なまでも複雑なものとなっている。

5 シロス・ラビーニのモデル

次に高須賀氏のいう第二のケース、つまり非独占体の参入の可能性がある場合の参入阻止価格についてである。この分析は、周知のように、シロス・ラビーニに負っている¹⁾。少数の大企業による市場占拠率が100パーセントとはなりえないで、大企業における標準的な規模を相当程度下回る中・小企業がある一定の経済的空間を占めているのが現実に近いといえないこともない。この事実注目して価格形成論を展開しようとした点において、シロス・ラビーニの功績は十分に認められてよい。

シロス・ラビーニのモデルは、大・中・小規模いずれの企業にとっても、その条件いかんによっては参入の機会が存在するが、価格決定権を直接行使できるのは大企業にかぎられ、そしてそれぞれの規模の企業間には技術的不連続性が存在する「集中寡占」のもとで、経験的価格弾力性1の仮定のもとで価格形成過程を追求しようとする。

技術条件の企業規模別格差は単位当り平均費用の相違をもたらす。もし最低利潤率が同一であると仮定されれば、最低価格は単位当り平均費用の高さにしたがって一定の開きが出てくる。価格に直接的な影響力を及ぼすことのできる大企業(あるいはその集団)の行動は、需要水準(市場の規模)、技術水準、賃金、原材料費用を所与とした体系のもとでは、最大可能な利潤(したがってまた、シロスの場合には利潤率)を獲得するという行動目標によって規制を受けることになる。大企業が複数以上存在する場合には、それらが協調して行動するという前提のもとで、大企業(集団)のみが市場を完全に占拠しようとするのか、それとも平均費用—最低価格の高い中小企業にある範囲の経済的空間を許容するかは、最大可能な利潤を獲得し続けるという行動基準にもとづいて大企業の決めるところとなる。すなわち、このモデルでは、大企業の定める価格水準いかんによっては、中小企業に一定の経済的空間を許容しなければならないことになるから、そのことによって失なわれる利潤を、中小企業参入に起因

する価格上昇にともなう利潤増加が上回るならば、中小企業の参入・存立は大企業にとって有利なものとなる。そうでなければ、中小企業の参入が認められないばかりか、大企業は中小企業の排除にとりかかる。

シロスが明らかにしようとしたことは、大企業（集団）が支配的な地位を占めているような体制のもとにおいても、ある状況のもとでは中小企業がなにがしかの経済的空間を占めることがありうるというところにとどまらないで、中小企業にむしろ意識的にある小範囲の経済的空間を許すことが大企業にとって有利であるということにある。

シロス・モデルにおける根本問題は、最低利潤率がすべての企業において同一であると想定されて、しかもそれが、便宜上利子率と等しいと仮定されているところにある。したがって、大企業の参入阻止価格は、平均費用、すなわち賃金率、原材料費ならびに技術的諸条件を与えられたものとして、利子率によって決まるということになる。このことによって最低利潤率はある客観的な成立基盤を与えられることになるが、はたして独占価格とはそのようなものであろうか。このような疑問は大企業の参入阻止価格のなかに、独占体であるがために手に入れることのできる利潤が含まれていないことから生じたものである。

「独占的超過利潤」ということになれば、シロス・モデルでは、中小企業の存在を条件とする。自由競争のもとにおいても、革新企業は特別利潤を獲得する。競争が自由であれば、この革新が普及し、一般化するにとも、価格が低下し、この特別利潤は消失する（もっとも実際上は、いづれの時点をとっても、すべての競争的企業の生産条件が同一であるということはないから、特別利潤を獲得している企業が常に存在すると見るのが正当であるし、現実的である）。これに反して、シロス・モデルでは、企業規模によってこえることのできない生産諸条件の格差（技術的不連続性といわれる状況）が存在する。シロスによっては明示されてはいないが、この生産条件の格差は、いうまでもなく資本蓄積力、あるいは資本動員力の大企業と中・小企業との間の決定的な開きに基礎をおいたものであることはいうまでもない。したがって大企業の獲得する最低利潤率をこえる利潤部分は、このすぐれた生産諸条件の優位性にもとづく特別利潤がシロスのいう「技術的不連続性」、あるいは生産諸条件の固定的な格差によって発生したものと言わなくてはならない。

この技術的不連続性がさきに述べたように資本蓄積力や資本動員力における開き、したがって少数特定者による資本の集積・集中に基づくものであるか

ら、この固定化せしめられた特別利潤はある特定企業（集団）に対して資本蓄積の優位性を与えるようになった資本の運動論理の必然的な帰結であるといえないこともない。しかし、同一部門内に中小企業が存在すると否とを問わず、大企業は、その市場支配を通して、シロスのいう一般利潤率（＝利率）を大きくこえる利潤の獲得をめざした行動をたえず展開しようとしているのだという観点が欠脱していることに由来するこのモデルの限界は決定的であるように思われる²⁾。われわれとしては、はやくからこのシロス体系に注目し、独占価格形成論における主要な視角の一つとして位置づけられてきた高須賀氏にこのわれわれのシロス評価についての意見を求めてみたいのである。

- 1) P. Sylos-Labini ; *Oligopoly and Technical Progress*, 1961 (安部一成監訳『寡占と技術進歩』1964) 第1部。
- 2) 高須賀氏においては、独占資本のみからなっているケースのもとでの最低利潤率と中小資本の市場参入の可能性が認められている場合における最低利潤率との間の関係はどのように把握されているかが、さらに問われるべきであろう。

6 白杉モデルにおける独占利潤

このシロス・モデルとの関連において、われわれはどうしても故白杉庄一教授の独自の見解¹⁾を取り上げておく必要がある。

独占利潤の基本的な源泉が生産過程にあることを明確にすべきであるというのが、教授の一貫した立場である。すなわち教授は、独占体が、たとえば安く買って高く売るといった非独占体との不等価交換から独占利潤を稼得するのであれば、その独占利潤は利潤一般と異なり剰余価値法則の支配を受けないことになり、独占価格を価値法則から絶縁させる見方であるとして排除される。さらにまた、「独占価格は買手の欲望と支払能力に依存する」というマルクスの考え方は、「完全独占」というレア・ケースにおいてのみ妥当するものとして考慮外におかれる。

こうして教授によれば、独占利潤は、基本的にいって、地代と同じく特別剰余価値の固定化したものであり、正確にいえばそうしたものとして独占的剰余価値の現象形態である。特別剰余価値の固定化が可能なのは、一個または少数の大企業が当該部門において他企業が追随しえないような、そしてそれらの競争を封殺するような特別にすぐれた生産設備を所有していることによるとみなされる。

大企業において稼得される利潤の高位性の根拠に関しては、シロス・ラビーニとほぼ同一の立場にある。教授においても、劣った生産条件をそなえ、しかも生産条件のこの劣位格差を解消しえない企業が存在していて、そしてそのような企業が限界生産者としての地位をえていることこそ、大企業に特別利潤を保証する条件をなしている。もし大企業の獲得しえている利潤が、ラビーニや白杉教授によって性格づけられているものであれば、そのような生産条件の格差を発生せしめ、その固定化をよぎなくしている諸事情を問わないとすれば、なんら社会的に責められることはないであろう。むしろ生産条件における格差の存在を前提とすれば、劣った生産条件をもった企業に一定の生存領域を与えることになり、むしろ一定の肯定的な評価を受けかねないことになる。

われわれは、中小企業が大企業と並存しえているような状況、あるいは中小企業の参入可能性の存在する状態が、現実に対してある適用性をもっていることを否定するつもりはない。しかしそれぞれの部門における少数の大企業間の競争こそ、現代の競争構造の中該的な部分をなしている。解消されえない生産条件の格差を仮定しないことが、そのまま完全独占という非現実的な想定につながるということはありえない。むしろ白杉教授におけるような状況設定は現代資本主義の競争構造の核心的な部分の解明を回避するという結果をもたらす危険を生み出す。

白杉教授の分析方式によれば、さらに「独占」利潤の「独占」的な性格が矮小化せしめられる。つまりここでいう「独占」の基本性格が、排他的ともいえる程に、すぐれた生産諸条件の独占的な保有に求められているが、「独占」が単なる大企業にとどまらないためには、資本の集積・集中にもとづいて市場を支配し、それを人為的に操作することによって、費用—価格関係、生産力と産出高との関係、そして利潤水準を有利にコントロールできる能力を保有したものとかなければならない。独占体がすぐれた生産条件を保有していることは否定できないとしても、その利潤の本来の基礎がこの生産条件における優位格差、ならびにこの格差の固定化にあるとするのは、極端に限定的な考え方というだけではなく、独占利潤の反社会的な性格を過小評価するような結果を生みかねないことになる。

白杉教授の論点のもう一つの重要な側面は、独占利潤の基本的源泉を生産過程に求めないと、独占体制のもとでの技術進歩、経済発展の可能性を完全に無視して、独占資本主義=絶対的停滞論のとりこになってしまうということである。しかし、白杉教授の主観的な意図とは別に、教授のモデルでは、むしろ逆

の結果が出てくるように思われる。なぜなら、大企業における生産条件の優位格差が固定化する傾向にあれば、その大企業は革新に対して、あるいは革新を導入する速度において消極的な態度をとりうるからである。つまり特別利潤が固定化されるようになると、それは停滞の可能性をはらんでいると見るべきである。

同一部門内における寡占体の競争というより基本基な状況設定のもとにおいて、革新、新機軸の導入において先導的な立場をとりえた企業には、特別利潤の発生、蓄積能力の拡大、競争力の強化は、他の寡占体による費用引下げ意欲の発動を誘発する。この点では、自由競争となんら変わるところはない。ところが、革新の導入にもとづいて当該部門における費用が全般的に引き下げられたとしても、それにともなって価格を引き下げようとしなない行動が、独占段階において支配的なものとなる²⁾。このことは、独占体の利潤獲得方式として重要である³⁾。そしてまた戦後物価騰貴現象の根本をとらえるにあたっての不可欠な要因をなしている。独占体制の下において、革新投資が排除されるというのはまちがいである。ただ構造的価格硬直化のもとでは、革新の波及速度が緩慢になる恐れが発生する。というのは、費用切下げを先導的に意図する企業が現われたとしても価格低下が起こらないから、他企業による追隨のタイミングがおくることがありうるからである⁴⁾。

こうして、われわれは白杉教授の独占利潤論も、利潤の独占的な性格を正確に説明しえたことにはならないし、さらに独占資本主義の行動分析に関する説明において新しい視角を提供しえたということにはならないと判断する。

- 1) 白杉庄一『独占理論の研究』1961。白杉理論に対しては実に多くの論評がなされているので、われわれはただこのノートの主題にかかわりをもっている部分にかぎって取り上げることにした。
- 2) 前稿において、マルクスの価値方程式と考えられるものに基づいて、革新が発生するかぎりでは、生産財、消費財いずれの価値も低下するという関係を示しておいた。にもかかわらず、たとえばアメリカを始めとする資本主義国では価格は上昇傾向にあった。したがって、戦後資本主義の物価騰貴は、マルクス経済学のタームをもってすれば、価格の価値からの全面的な背理現象と特徴づけることができる。
- 3) 北原氏は「寡占価格の硬直性、マージンの硬直性も、ある特定の条件下でのみ、寡占価格の特徴としてあらわれるにすぎないのであって、これは寡占価格の不可欠な属性でもないし、これらの存在から寡占の存在を説明できるようなものでは

ない」といわれている。(北原勇「独占価格にかんする 1 考察」『経済研究』14 卷 4 号, 1963)。たしかに価格を下方に硬直的に保ちうるためには、「独占度」における一定の上昇を必要とするし、場合によっては、それを支えるための需要維持政策を不可決な前提とする。しかし 20 世紀に入ってからアメリカについての経験的調査から、1920~21 年 1929~32 年を除いて独占段階における循環的恐慌時点における価格低落率が低位にあったこと、ならびに 1929~32 年においても、たとえばミインズによれば「独占度」の高い部門においては価格はいちぢるしく下方硬直的であったという事実は無視されるべきではない。いわば価格の下方硬直化は、独占段階において一つの特徴的な現象と位置づけられるべきである。

- 4) 白杉ケースとここでわれわれが想定しているケースのいずれにおいて、革新に対する敵意が強まる可能性があるかといえ、それはいうまでもなく白杉ケースにおいてである。

7 総 括

このノートにおいて、われわれは、これまで依拠してきた立場の不完全性を自覚しながら、独占段階における価格形成の基本論理を明確化しようとして、最近における代表的な分析の検討を通して、その問題点のいくつかを示しておいた。それは、次のようにまとめることができる。

- (1) 独占価格の性格を把握するにあたって、すでにその成立基盤を喪失しているマルクスの生産価格を基準におくことは無意義である。それはそれ自体において判断されるべきである。
- (2) 産業が独占体のみからなるという状況設定のもとでの参入阻止価格論において、いろいろな前提によって制約された参入阻止価格水準を想定することは可能であり、さらにこの諸前提をさまざまに変えることによって、この価格水準の決まり方についての目録を作成することもできる。この体系においては、外部からの新資本の参入を阻みながら価格を上げることのできる範囲を確かめてみることよりも、まずもって独占資本の要求する最低利潤率が問題とされるべきである。これは前提として扱われるべきではなくて、すぐれて先決的な戦略的な変数としてとらえられるべきであるからである。
- (3) この最低要求利潤率が一般的利潤率と等しいとか、あるいは利子率と一致するといった想定は正当視することはできない。
- (4) 中小企業の参入可能性を考慮に入れようとしたシロス・モデルには、

あまりにも限定的な条件が存在していて、そのために「独占」利潤の「独占」的性格が矮少化せしめられ、独占価格の本来的な特徴の究明において益するところはすくないようである。

- (5) 独占利潤を生産諸条件の優位格差に帰着せしめることは、(4)における同じように正しいものではない。

このうち、われわれが最も重視するのは、(2)と(3)である。それは、われわれの基本的な立場とかかわりをもっているからである。第2節において示しておいたように、われわれは経験的実証に依拠して、企業が一定比率の利潤率を要求しうる立場にあるのか、それともないのか、そしてそのような立場にあるとした場合その利潤率の高さはどの程度のものとなるかは、きわめて概括的に「独占度」に依存するとみなしてきた。このような地点にとどまるかぎりでは、それはたとえば高須賀氏の第一のケースにおける最低許容利潤率の取り扱いとあまり大きいちがいは認められないし、スウィーヅィの見解をそう大きくこえるものとは言えないようである。

ここから、独占価格形成における中心的問題点は、われわれからすれば、体制における戦略的変数ともいべき独占体による利潤率の要求方式、ならびにそれに対する社会的な規制を究明するところにあると考えられる¹⁾。

- 1) この点の解明を試みようとしたものに、大島雄一『価格と資本の理論』1965年第8章がある。